

高萩市除染実施計画

<第1版>

平成24年4月

高萩市

高萩市除染実施計画

<第1版>

1. 除染等の措置等の実施に関する方針	1
2. 除染実施計画の対象となる地域	2
3. 除染等の措置等の実施者及び 実施者が除染等の措置等を実施する区域	3
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の 土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置	5
5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	6
6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の 収集、運搬、保管及び処分に関する事項	7
7. その他の事項	8

1. 除染等の措置等の実施に関する方針

本書は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下、「事故由来放射性物質」という。）による環境の汚染に対応するために、市域の除染を行うための高萩市の計画を示すものです。

なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下、「特措法」という。）及び特措法の「基本方針」に基づく法定計画としても位置付けることとします。

高萩市は、特措法に基づき除染に取り組み、追加被ばく線量を年間 1 ミリシーベルト以下になることを目指し、子ども関連施設や公共施設を中心に除染を行います。なお、除染作業の実施期間は、平成 26 年 3 月末日までとしますが、できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等により、適宜、計画期間の見直しを行っていきます。

また、本計画に基づく除染の進捗状況や空間線量率の推移の状況等については、市報たかはぎやホームページ等で随時公表し、市民とともに除染を推進していくという姿勢のもとで、計画の迅速かつ適正な執行をしていきます。

最後に、除染に係る費用は、原因者負担の原則から東京電力株式会社が全額を負担すべきものですが、今般の原子力発電所の事故は、国のエネルギー政策の結果として生じたものです。従って、特措法にもあるとおり、国の責務において除染を推進する以上、除染に係る費用については国が財政措置をするのが当然です。このため、本計画に基づき行う除染に係る費用については、あらゆる機会を通じて国に確実な財政措置を求めていく方針です。

2. 除染実施計画の対象となる地域

高萩市が主体となって実施した高萩市内の空間線量率の調査に基づき、区域内の測定結果の平均が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上である区域のうち、以下の区域を除染が必要な区域として本計画の対象区域とします。

除染実施計画の対象となる区域

区 域	空間線量率の範囲 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)
大字赤浜	0.219～0.412	0.266
大字秋山	0.230～0.357	0.294
大字安良川	0.234～0.301	0.265
本町・有明町・東本町・ 肥前町・大和町・春日町・ 高浜町	0.231～0.321	0.264
大字石滝	0.250～0.401	0.316
大字上手綱	0.224～0.501	0.287
大字島名	0.242～0.320	0.272
大字下手綱	0.230～0.291	0.249
大字高戸	0.230～0.280	0.257
大字高萩	0.234～0.351	0.268

※本町・有明町・東本町・肥前町・大和町・春日町・高浜町は区域の面積が小さいため、統合した区域で平均空間線量率を求めた。

3. 除染等の措置等の実施者及び実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染は、「2.」に示す除染実施計画の対象となる区域内の以下の除染対象ごとに、以下の実施者が行うものとします。なお、除染対象は、子どもの生活環境を優先としました。

除染対象	市内の施設	実施者
保育園・幼稚園・小中学校 等	市立・私立保育園、市立・私立幼稚園、市立小学校、市立中学校	市 ※2
公園	各種公園	市
体育施設	サンスポーツランド高萩、高浜運動広場、高浜テニスコート、市民球場、市民体育館、その他の体育施設	市
高等学校等 ※1	県立・私立高等学校、学童クラブ、児童養護施設	県・市・所有者(管理者)※3
道路（通学路）※1	国道、県道、市道、私道、里道	市・県・国・所有者(管理者)※3
公共施設等 ※1	市役所（総合福祉センター・教育委員会・水道課）、公民館、集会所、図書館、文化会館、市営住宅、その他の公共施設	市・県・国
道路（通学路以外）※1	国道、県道、市道、私道、里道	国・県・市・所有者(管理者)※3
私有地（住宅等）※1	民家、ビル、店舗、スポーツ施設（民間）、工場、病院、駐輪場・駐車場、神社・寺院、墓地、その他の私有地	市・所有者(管理者)※3
私有地（農地）※1	田、畑、その他の農地	県・市・所有者(管理者)※3

※1 「高等学校等」～「私有地（農地）」は、具体的に除染する対象について、今後、国・県・所有者(管理者)と相談し定めることとします。

※2 私立幼稚園、私立保育園は、施設管理者と協議の上、市が除染を実施します。なお、その場合、清掃等の簡易的な除染については、施設管理者等のご協力をいただくこととなります。

※3 所有者（管理者）が実施者となる場合は、自治会等による除染活動に対して、市が線量低減化事業により支援します。

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン（平成 23 年 12 月 第 1 版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成 24 年 3 月 29 日改定）の内容に則って除染を行います。（除染対象と主な除染措置の内容は下表のとおり）。

除染対象	内 容（下記から必要な措置を選択）
小中学校、幼稚園、 保育所、高等学校、 学童クラブ、児童養 護施設	<ul style="list-style-type: none"> ○屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ○雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 ○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○庭等における表土等の除去※1 ○客土・圧密による原状回復※1 ○庭等における表土等の上下層の入替え、除去等※1 ○現場保管の際の残土による原状回復※1 ○汚染されていない土等による被覆※1 ○枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ○落葉の除去、除草
公園、体育施設	<ul style="list-style-type: none"> ○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○庭等における表土等の除去※1 ○客土・圧密による原状回復※1 ○庭等における表土等の上下層の入替え、除去等※1 ○現場保管の際の残土による原状回復※1 ○汚染されていない土等による被覆※1 ○枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ○落葉の除去、除草
公共施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○屋上、壁面の清掃、拭取り ○雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 ○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○枝葉の剪定 ○落葉の除去、除草
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○（路面）散水車及び清掃車によるブラッシング ○（路面）手作業によるブラシ洗浄 ○（路面）歩道洗浄、除草 ○（側溝）泥等の掻き出し、除草 ○（法面）除草
民有地（住宅等）	<ul style="list-style-type: none"> ○壁面等の清掃、拭取り ○雨樋等の清掃、洗浄 ○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○枝葉の剪定 ○落葉の除去、除草

民有地（農地）	<ul style="list-style-type: none"> ○深耕プラウ等による鋤込み ○土面の踏圧、砕土、均平化 ○肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布 ○畦畔・農道の除草 ○水路の清掃、汚泥の除去 ○樹皮の洗浄、枝葉の剪定、摘採後の深刈り
生活圏隣接の森林	<ul style="list-style-type: none"> ○枝葉の剪定、枝打ち ○落葉の除去、除草

※1 「庭等における表土等の除去、客土・圧密による原状回復」、「庭等における表土等の上下層の入替え、除去等、現場保管の際の残土による原状回復」、「汚染されていない土等による被覆」はいずれか一方の措置を選択します。

その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、当該敷地内の詳細な空間線量率マップを作成した上で線量の高いところを中心に、適切なメニューを選択し除染を実施することとします。

また、除染にあたっては、除去土壌等の発生抑制にも配慮します。

なお、除染の実施にあたっては、実施前に空間線量率を測定し、その結果が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であった場合には、当該地点の除染は実施しません。

5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

当市では、平成 25 年度末に追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になるよう、下記のスケジュールで除染に取り組めます。個々の施設の除染は、土地所有者、管理者等と協議し、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染をおこないます。

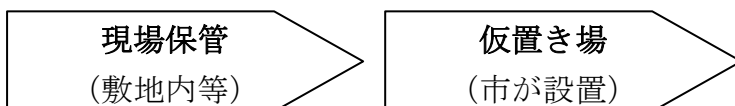
除染対象	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保育園・幼稚園・小中学校				モニタリング
公園				
体育施設				
高等学校等				
道路（通学路）				
公共施設等				
道路（通学路以外）				
民有地（住宅等）				
民有地（農地）				

6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

除染作業に伴って発生する除去土壌等について、市が用意する「仮置き場」に国が示した「除染ガイドライン」に沿った方法で保管します。しかしながら、「仮置き場」の設置には、場所の検討、周辺住民の理解、設置工事と一定の時間を要します。

そのため、除染に伴って発生する除去土壌等については、原則として、「除染関係ガイドライン」に沿って除染対象敷地（施設）内において現場保管することとします。

また、その際には、「除染関係ガイドライン」に基づいて、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（保管方法、場所、量）の記録をします。



仮置き場の建設スケジュール

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
場所の選定		■		
説明会			■	
建設工事			■	
搬入・保管			■	■

7. その他の事項

- (1) 特措法における基本的な考え方を踏まえ、できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等により、適宜、計画期間の見直しを行っていきます。
- (2) 本計画は、策定、計画内容、計画期間の見直しに伴い、その都度、公表していきます。
- (3) 子どもの生活環境に関連する公共施設等については、除染後も定期的に空間線量率を測定します。
- (4) 空間線量率の測定結果、及び、除染の実施状況や除染による効果については、市報たかはぎやホームページ等で随時公表します。

以 上